

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項

**【改正の概要】**

障害者の雇用促進を図るための県税（個人事業税・法人事業税）の特別措置について定めた標記の条例について、次のとおり一部改正した上で条例の適用期限を3年間延長する。

- 適用期間を延長する。

**【法人】**

（改正前）平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度

（改正後）平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度

**【個人】**

（改正前）平成26年から平成28年までの各年

（改正後）平成29年から平成31年までの各年

- 雇用障害者数の基準となる事業年度及び事業年を改正する。

**【法人】**

（改正前）平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する最後の事業年度

（改正後）平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する最後の事業年度

**【個人】**

（改正前）平成25年 → （改正後）平成28年

施行日	法人 平成28年4月1日 個人 平成29年1月1日
-----	------------------------------

**【その他参考事項】**

1 対象となる事業主

障害者の雇用を拡大した事業主（次の要件に該当していることが必要）

- ① 常時雇用する労働者の数が50人未満であること。
- ② 適用対象事業年度（年）の雇用障害者数が基準事業年度（年）の雇用障害者数を超えること。

適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 （法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1/1から12/31までの期間）
基準事業年度（年）	上記のとおり

- ③ 雇用保険の適用事業の事業者であること。

2 軽減内容

現行税率の1/2を軽減する。

ただし、軽減税額は、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。